

2023年12月25日

杉浦 智子

私はただいま議題となっています

意見書案第30号 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書  
に対する反対討論及び

意見書案第32号 介護・障害福祉分野における職員の処遇改善を求める意見書

意見書案第33号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

意見書案第36号 地方自治の本旨に基づき辺野古代執行を行わないことを求める  
意見書

に対する賛成討論を行ないます。

まず意見書案第30号についてです。

地方議会議員は、近年、都市部を中心に専門化が進んできており、先の統一地方選挙の結果では、投票率が低下傾向にあるとともに、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっていることが多くの自治体で顕在化してきました。こうしたことから、本意見書案にあるように、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現することを国に求めています。

地方議会議員が安心して議会活動に専念し、将来の議員の人材確保のために、退職後の生活安定のための年金制度が必要であることについては、選択肢の一つとして否定するものではありません。

しかし2011年6月1日を以て廃止された地方議会議員年金制度は、平成の大合併によって地方議員数を激減させ、急激な財政悪化を招き、年金制度としてもたなくなるに至ったものですが、原資として莫大な税金が投入され、未だ国や地方自治体の財政に影響を及ぼしています。

一方で国民年金制度の課題が残されたまま、税金を投入するなど地方議員が特別扱いされるようなことは、国民の理解が到底得られないものと考えます。国民的な合意なしに制度の構築は許されないことから本意見書案には反対します。

次に意見書案第32号についてです。

介護人材の不足が公的介護制度の存廃を脅かす重大問題となっていることは、本

市の介護現場の現状からも顕著です。

2020年、「介護保険20年」に際して「読売新聞」が行った自治体向けアンケートに、9割の自治体当局が、介護保険制度を現行のまま維持するには「困難」と回答しましたが、その理由の1位は「人材や事業所の不足」が74%という結果でした。

介護現場では、若い職員の離職や志望者の減少が続き、深刻な人手不足が起きています。ホームヘルパーの年齢構成は60歳以上が4割を占め、80歳代のヘルパーが現場の重要な戦力になる一方、20歳代のヘルパーは全体の4%に過ぎないといわれています。またケアマネージャーの資格試験の受験者は激減し、合格者は最高時の10分の1以下に減っています。

こうした事態を引き起こしてきた最大の要因は、介護従事者の過酷な労働環境と低処遇にあります。意見書案にもありますように、介護職の平均給与は、全産業平均より「月8万円低い」とされる状況が続いています。政府はケア労働者の収入を思い切って増やすとして、処遇改善の補助制度を設けましたが、「月9,000円」に留まり、看板倒れに終わりました。

重大事態を打開するためには、介護・障害分野の職員の賃金水準は、「全産業平均」並みに引き上げ、雇用の正規化、長時間労働の是正などの労働条件を改善することが重要です。

意見書案には2024年度の改定にあたって、物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善を行うことを求めています。高年齢者の暮らしを守るために負担を増やさず、ケア労働者の処遇を改善するため、保険料・利用料に連動させることなく賃金アップを図ることができるよう、国費による賃金引き上げの仕組みを創設する必要があることを指摘して、本意見書案に賛成するものです。

次に意見書案第33号についてです。

2019年10月から「食品ロスの削減の推進に関する法律(いわゆる食品ロス削減推進法)」が施行されましたが、貧困の拡大で空腹を抱えた子どもたちや高齢者などが増えるのとは対照的に、大量の食品廃棄物の発生に多くの人々が心を痛めています。

食品ロスを削減するためには、国民運動として行政や事業者を巻き込んだ取組みが欠かせません。国民運動を進める一方で、企業が社会的責任を果たすことも重要です。例えば各地に展開しているコンビニエンスストアでは、オーナーが賞味期限を見計らって売れ残りそうになった商品を値下げして売る「見切り販売」で、廃棄される量を減らしたいと思っていますが、コンビニ本部が自らの利益を増やすために、見切り販売を認めないため、大量の食品廃棄ロスを生む要因となっています。廃棄は一般廃棄物

として処分されるため、環境への負担になるだけでなく、処分費用に少なくない税金も投入されています。こうした社会・環境への負担を減らすため、コンビニ本部がオーナーのみなさんの要望に応えるよう働きかけることが必要です。小売りなど流通段階だけでなく、食品メーカー段階での食品ロス削減も重要です。廃棄食品の不正転売を防止するため、国は規制の見直しを行ないましたが、一連の再生利用の工程が適切に行なわれるよう、排出者である食品関連事業者の責任を法律上明記する必要があると考えます。

また食品ロス削減は、気候変動対策としても重要な取り組みです。わが国では高度成長期以来、「効率」「安価」を優先して、食料や資材の海外依存・長距離輸送によってCO2排出増が進みました。昨年来の世界的な食糧危機は、食料の6割以上を外国に依存するわが国の危うさを浮き彫りにしています。異常気象による生産の不安定化、新興国の食糧需要の激増、穀物の燃料向け需要の増大など食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなってきていることから、食糧自給率を向上させ、国民の命の源である食料を安定供給することが、社会の持続や気候変動対策にも不可欠の取り組みであることを指摘して、本意見書案に賛成するものです。

次に意見書案第36号についてです。

辺野古新基地建設をめぐる、軟弱地盤の改良工事に伴う設計変更を国が沖縄県知事に代わって承認するための代執行訴訟で、福岡高裁那覇支部は、去る20日、国の主張を追認する不当判決を出しました。

この訴訟は、国が9月4日の最高裁判決を受けて提起したのですが、この判決自体が中身の審査を一切行なわずに県の主張を退けた不当極まりないものでした。この裁判では公有水面埋立法に定める要件を充足していないとして設計変更申請を不承認とした知事の判断とそれを覆した国の「裁決」「是正指示」の是非をめぐるものであったはずにもかかわらず、最高裁がその点についての審理を全く行なわずに県の訴えを棄却したのです。判決が唯一の根拠としたのは「裁決」の拘束力でした。都道府県知事が行なった処分について、行政不服審査法に基づき審査請求がなされ、審査庁、つまり国がその処分を取り消す「裁決」を行なった場合は、知事はその趣旨に従って改めて処分をする義務を負う、審査庁がした「裁決」は関係省庁、つまり都道府県を拘束するとしています。こんなことが認められてしまえば、それがどんなに不当な「裁決」であったとしても知事が争う道が閉ざされ、地方自治は無きものにされてしまいます。地方自治体が独自の判断をして国と対立した場合、国が行政不服審査制度を使えば、いくらでも地方を押さえつけることができることになり、国と地方は対等平等だとしてきた

地方自治法の改正の趣旨そのものに反します。

また国は住民が訴えた普天間基地をめぐる爆音訴訟では、爆音による健康被害は国家賠償を求めるほどの被害ではないと否定して、米軍機の差し止めを却下するよう主張し、その一方で、辺野古新基地建設を推進するためなら、普天間基地の危険は1日も放置できないほど住民への被害は甚大で、直ちに承認しなければならないというのです。国はこうした矛盾を無視して、度々「普天間基地は世界一危険な基地だ」ということを持ち出しますが、普天間でも辺野古でも住民に爆音被害を押しつけようとしていることに県民は怒っているのです。本来、司法がこうした国のやり方を正さなくてはならないはずですが、ところが司法までもが政府に追随し、政府と一緒に基地を押しつけるこんなことは許せないというのが県民の感情です。日米安保の前では三権分立が機能しない、日本の対米従属の根深さは深刻です。

基地問題は沖縄だけの問題ではありません。今年11月に鹿児島県屋久島沖での8人が犠牲となった米軍オスプレイ墜落事故は記憶に新しいことです。墜落したオスプレイが事故発生3時間前にこの大津市の空を飛行していたとの情報があるように、米軍基地所属のオスプレイは全国で低空飛行訓練を行っており、現在日本には自衛隊保有のものを含め40機ほどが配備されていると言われています。国民の命を守るためにも、これ以上の基地強化は許されないことです。

沖縄県は県民の新基地建設反対という圧倒的な民意を背にして、国に対して県との話し合いに応じ、対話によって解決策を見いだすことを繰り返し求めてきていますが、国は応じようともしていません。戦後、米軍基地の重圧に苦しめられてきた沖縄で国が強権を発動し、知事の権限を取り上げて、米軍基地建設を強行するなど許されるものではなく、新基地建設計画が抱える矛盾は何一つ解決されていません。

まずは、国が沖縄県の求める対話に応じることが問題解決への一歩であることを議員各位に強く呼びかけるとともに、本意見書案への賛同を求めて賛成討論とします。